

教育指導職の養成・研修プログラムの 開発 (その2)

アメリカにおける教育指導職の役割機能と 学校訪問指導

東京学芸大学 浜田 博文

1 “supervision” と “supervisor” の歴史と概念

アメリカ教育経営における“supervision”の概念の変遷は、およそ次のように整理できる。第1は性格の変化、すなわち「上→下」の管理的（administrative）な一方的査察・監視から、管理と区別された指導的機能へ。この変化は“supervisor”—教師の関係を対等な関係とする変化でもあった。第2は機能主体の変化、すなわち教育の「素人」から「専門家」へ、そして管理的機能中心の教育長・校長から指導的機能を専門分化した教育行政当局スタッフへ、さらに校内の教職員へ。第3は機能領域の拡大、すなわち「不適格教師の排除」から「教授の質の改善」、そして「教師の質の改善」へ。この変化は“supervisor”—教師の協働的活動を生んだ（カリキュラム開発、現職研修の企画・運営など）。

現在の“supervision”概念は、教授＝学習過程の質を改善するためのすべての機能を含む。カリキュラム内容構成，教授計画，教授方法，教材，教師自身の教授能力などの諸条件の改善に資する機能の総体が“supervision”である。よってその機能を果たす主体には教育長（superintendent），校長（principal），相談員（consultant），調整員（coordinator），指導教員（master teacher）などあらゆる職が含まれる。実は，“supervisor”という用語は，これらを包摂して用いられることが少なくない（もちろんこれを固有の職名としている学区もあるが）。したがって教育委員会に所属して，主に専門教科の教育課程・学習指導等について指導する特定の職に対して用いられる日本の「指導主事」と

“supervisor” とを同義に捉えることは適切ではない。

ハリス (Harris, B. M.) はこの広義の “supervisor” について次のように概念整理している。“supervision” の機能にリーダーシップを発揮する主体をすべて包摂した者を “supervisory personnel” とし、教授改善のための指導助言活動に専ら従事する職を “supervisor” としている。日本の「指導主事」の用語をあてるとすれば、この後者の意味での “supervisor” に対してであろう。

2 指導主事の役割期待とその実態

(1) 指導主事の役割期待

広範囲にわたる “supervision” 機能のうち、指導主事は何をどのように担うのか。その独自の役割の中身は、必ずしも明確ではない。が、日本との相違点を1つ指摘できる。日本の場合、指導主事の役割としては第一に「学校訪問」が挙げられよう。アメリカの場合、類似概念・機能として “classroom visitation/observation” (授業訪問又は授業観察) はあっても、「学校訪問」は見いだせない。「教師個々の教授の質改善」の目的のために「授業が行われている教室という場を訪問し観察する」という手段を位置づけ、学校内外の多様な “supervisor” がこれを行うという “supervision” 機能の発揮形態を明示しているといえよう。「学校のソトからウチへ」を前提にした「学校訪問」という概念は、アメリカでは特別な意味をもたない。

(2) 指導主事の職務実態

指導的機能を専門的に担う職として形成された指導主事であるが、現実には教授の改善に直接的に関係する職務に専念することができていない。むしろ管理的な機能に類する活動に多くの時間を費やしているという実態がみられる。

また、指導主事—教師の関係実態として次の3点を指摘することができる。第1に、指導主事から教師に対する接触態様に関する両者の認識のズレである。教師は指導主事の存在自体を脅威と感じ、管理的な存在としてみている。第2に、授業観察や教師との協議という機会がかなり限定されている。そうした機会を持つことができない教師も存在する。第3に、指導主事と教師とが教授の目標・内容・方法についての互いの意見をぶつけあい議論するような関係を避け、「安全な話題」を選ぶ傾向がある。

3 今日における教育指導職の役割機能再編の趨勢

現在、教育改革の具体化は、個別学校の自律性を高め、校長が「教授上のリーダー (instructional leader)」の役割を担うことによってなされ得る、とする

議論が隆盛である。そのなかで、教師が抱える問題の最良の理解者は校内の同僚教師であり、学校のソトにいる指導主事ではあり得ない、とする論議も展開されつつある。

指導主事としては、教室内の教授活動への直接的な関与を学校内に任せて、少し距離を置きながらそれを支援する役割を果たすべき、とする考え方が提起されている。個別の授業観察による教授方法等の指導よりむしろ、カリキュラム開発・教授方法・教材などの研究、現職教育プログラムの企画・実施などといった役割こそが、指導主事に要請される役割である、とする見方である。個別学校の自律的改革の推進が要請されるなか、“supervision”機能を果たす諸種の主体の役割も、学校をベースとして再編されようとしていることを看取できよう。

〔主要文献〕

- ①Harris, B. M., *Supervisory Behavior in Education Second Edition*, Prentice-Hall, 1975
- ②Glickman, C. D., *Supervision of Instruction: A Developmental Approach Second Edition*, Allyn and Bacon, 1990
- ③Guthrie, J. W. and Reed, R. J., *Educational Administration and Policy Second Edition*, Allyn and Bacon, 1991
- ④Marks, S. J. R., Stoops, E., and King-Stoops, J., *Handbook of Educational Supervision: A Guide for the Practitioner third edition*, Allyn and Bacon, 1985, ほか

付記：内容の詳細は、本学会第32回大会課題研究発表資料「アメリカにおける教育指導職の役割機能と学校訪問指導」（1992.6.6，鳴門教育大学にて配付）を参照。

日本における指導主事制度と学校訪問機能

—歴史的考察—

横浜市立大学 高橋 寛人

本報告は、今日指導主事の中心的な職務のひとつとなっている学校訪問について、戦後日本における指導主事制度の歴史をたどる中で考察し、教育指導職